

NEWS LETTER

April 2026 - Vol.61

CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、「化評法 - 既存化学物質共同登録」について理解を深めるために
ご要望の際に以下のように1:1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3か国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
 - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
 - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
 - 物質別の登録戦略策定
 - 物質別登録時の予想費用を算出
 - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
 - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
 - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイルが付いております。

- Adobe Acrobat Reader: [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- その他のPDFビューア: [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

目次

化評法(K-REACH)	3
法律の動向 - 改正・予告(案)など	3
[気候エネルギー環境部公告第2026-372号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則一部改正令(案)立法予告	3
[化学物質安全院公告第2026-37号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正(案)行政予告	4
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	5
中東戦争による供給網危機への対応 - 化学物質登録手続の特例を4月10日より早期適用	5
化学製品安全法(K-BPR)	6
法律の動向 - 改正・予告(案)など	6
[気候エネルギー環境部公告第2026-342号]「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」施行規則一部改正令(案)立法予告	6
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	7
殺生物製品承認申請者向け定性的リスク評価ガイドの配布	7
製品類似性認定基準および提出資料に関するご案内	7
第3グループ保存剤類殺生物物質の承認に関する提出資料のご案内	8
産業安全保健法(ISHA)	9
法律の動向 - 改正・予告(案)など	9
[雇用労働部公告第2026-192号] 新規化学物質の名称等公表	9
[雇用労働部告示第2026-25号] 新規化学物質有害性・危険性調査などに関する告示	9
[雇用労働部告示第2026-26号]「化学物質の分類・表示及び物質安全保健資料に関する基準」改正告示	10
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	11
その他の法規 - 国内動向など	12
[化学物質安全院公告第2026-22号]「有害化学物質の規定数量に関する規定」改正(案)行政予告	12

化評法(K-REACH)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[気候エネルギー環境部公告第2026-372号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」
施行規則一部改正令(案)立法予告

改正理由

化学物質の供給網に重大な支障が生じ、需給危機に直面している化学物質について、化学物質登録時に提出すべき試験資料の一部を試験計画書に代替して提出できるようにする時限的特例を新設・適用します。

これにより、国内製造業における安定的な製品生産を支援するとともに、化学物質の安全性確保に必要な資料管理体制を維持することを目的とします。

主な内容

国外からの化学物質の輸入または供給に重大な支障が生じ、またはそのおそれがある場合、産業通商資源部長官が気候エネルギー環境部長官と協議のうえ特例適用を要請した化学物質に限り、時限的に、より広範な範囲の試験資料を試験計画書に代替して提出できるよう改正します(案別表4第3号改正)。

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>)

登録日2026.04.08.

[化学物質安全院公告第2026-37号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正(案)行政予告**改正理由**

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」により登録が完了した化学物質に対し、有害性審査の完了による当該化学物質の名称、有害性、人体等有害性物質の該非など結果を告示するために改正します。

主な内容

- イ. 登録通知済みの化学物質に対する有害性審査結果告示
- 別表第1号(新規化学物質)審査完了物質(2025.7.~12.)79種新設、固有番号 2026-1~2026-79)
 - ※ 2024.8.~12.登録完了物質及び同期間内に変更登録など追加資料が確保された化学物質を含めて告示
- ロ. 追加資料確保による改正総66種
- 別表第1号(新規化学物質) 変更登録など追加資料確保による改正34種
 - 別表第2号(既存化学物質) 後発登録など追加資料確保による改正13種、人体等有害性物質指定による固有番号を反映した18種および誤記訂正1種を含め、総32種改正
- ハ. 有害性審査が完了した化学物質の名称(CAS No.)、人体など有害性物質の該非、主な有害性などを告示

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.mcee.go.kr/sub.do?menuId=36>)

お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、番号228、登録日2026.04.22

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **01_NICS_2026-37.pdf** をご参考下さい。

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

中東戦争による供給網危機への対応 - 化学物質登録手続の特例を4月10日より早期適用

産業界支援センターは、中東戦争の影響により発生している化学物質原料の需給不安に対応するため、化学物質登録手続に関する特例についての報道資料を共有します。

主な内容

非常経済状況において需給危機に直面した化学物質について、時限的な規制特例(登録時に必要な書類の事後提出)

- 輸入前に「化学物質登録」の申請を行うものの、申請に必要な有害性試験資料等については試験計画書で代替し、迅速な登録を行う
- 特例適用のため、「化学物質登録評価法」施行規則([別表4] 試験資料の範囲)を迅速に改正し、需給危機物質*に限り時限的特例を適用します。

例えば、化学物質の輸入・供給に重大な支障が生じ、またはそのおそれがあり、産業通商資源部長官が気候エネルギー環境部長官と協議のうえ特例適用を要請した物質など

参考資料

産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr/chemnavi/spboard/notice.do>)

お知らせ、登録日2026.04.10.

化学製品安全法(K-BPR)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[気候エネルギー環境部公告第2026-342号]「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」施行規則一部改正令(案)立法予告

改正理由

法改正(法律第21301号)に伴い、殺生物製品または殺生物処理製品と誤認されるおそれのある表示・広告の範囲および基準を具体化するとともに、関連制度の運用に必要な事項を整備することを目的とします。

主な内容

- イ. 殺生物製品または殺生物処理製品の誤認表示・広告基準の新設(第34条第3項、第4項および[別表5])
 - 1) 法第34条第2項で禁止されている殺生物製品または殺生物処理製品の誤認表示・広告の範囲および基準を規定
 - 2) 殺生物製品または殺生物処理製品ではない製品を当該製品であるかのように誤認させる表示・広告に対する判断基準を整備
 - これにより、殺生物剤の事後管理の効率性を向上
 - 行政運用の一貫性を確保
 - 未承認の殺生物製品または不適合な殺生物処理製品の購入・使用による消費者被害の防止
 - 制度を適正に履行している企業の経済的損失の防止
- ロ. 殺生物製品承認通知書の書式を改善(施行規則[別紙第24号書式])
 - 承認通知書に「備考」項目を新設
 - 殺生物製品の品質管理に必要な試験基準および試験方法に関する情報を含めるよう改善

参考資料

気候エネルギー環境部(<https://www.me.go.kr/>)

法令・政策 > 法令情報 > 立法予告、番号13、登録日2026.04.02.

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

殺生物製品承認申請者向け定性的リスク評価ガイドの配布

「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」第20条および関連規定に基づき、殺生物製品の承認申請に必要な資料を提出する必要があります。また、刺激性・腐食性、感作性、発がん性および変異原性等に分類される殺生物製品については、定性的リスク評価を実施し、リスク管理方策を策定することで、すべてのリスクが適切に管理されていることを立証する必要があります。

これに伴い、申請者の資料作成の利便性向上を目的として、明確かつ標準化された自己診断チェックリスト様式およびガイドラインを、化学製品管理システムを通じて配布します。

参考資料

化学製品管理システム

(https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1?_csrf=13fe99f8-98e0-4f92-aec5-adcc62fc6012&page=1&TASK_CLSF_CD=3&TASK_CL_CD=&pSearchType=ALL&pSearchWord=&pageSize=10)

お知らせ>殺生物剤、登録日 2026.04.03.

製品類似性認定基準および提出資料に関するご案内

「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」第25条および同法施行令第22条に基づき、製品類似性認定基準および提出資料に関する案内を公表します。

主な内容

- 製品類似性認定の適用基準に関する一般事項を案内
 - 類似性認定対象となる殺生物製品の申請基準を案内
 - 類似性認定対象から除外される殺生物製品の範囲を案内
 - 製品類似性認定申請資料の作成範囲および作成方法を案内
- ※ 製品類似性認定に関する案内は、業務処理内容を反映し、今後更新する予定です。
※ 化学製品管理システムを通じた製品類似性認定の申請は、5月末より可能となります。

参考資料

化学製品管理システム

(https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1?_csrf=13fe99f8-98e0-4f92-aec5-adcc62fc6012&page=1&TASK_CLSF_CD=3&TASK_CL_CD=&pSearchType=ALL&pSearchWord=&pageSize=10)

お知らせ>殺生物剤、登録日 2026.04.06.

第3グループ保存剤類殺生物物質の承認に関する提出資料のご案内

化学製品管理システムを通じた殺生物製品の変更承認／変更届出が2026年4月22日(水)より可能となるに伴い、段階的な資料提出可能日および対応方法についてご案内します。

主な内容

- 殺生物物質承認申請は、新規化学製品システムを通じて2026年4月20日(月)より可能(既存システムでは、同日以降は提出不可)
- 第3グループ保存剤類殺生物物質の承認に関する提出資料を案内
 - 第3グループ保存剤類殺生物物質に関する物性、人体影響、環境影響、効能に関する提出資料を案内
 - 代表的な適用製品に関する提出資料について案内

参考資料

化学製品管理システム

(https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1?_csrf=13fe99f8-98e0-4f92-aec5-adcc62fc6012&page=1&TASK_CLSF_CD=3&TASK_CL_CD=&pSearchType=ALL&pSearchWord=&pageSize=10)

お知らせ>殺生物剤、登録日 2026.04.20.

産業安全保健法(ISHA)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[雇用労働部公告第2026-192号] 新規化学物質の名称等公表

産業安全保健法第108条第3項及び同法施行規則第153条に従い、新規化学物質の名称、有害性・危険性、年間製造・輸入量及び労働者の健康障害予防のための措置事項を次のように公告します。

参考資料

雇用労働部

(<https://www.moel.go.kr/news/notice/noticeList.do>)

ニュース>お知らせ、番号7667、登録日： 2026.03.31)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **02_MOEL_2026-192.pdf** をご参考下さい。

[雇用労働部告示第2026-25号] 新規化学物質有害性・危険性調査などに関する告示

改正理由

試験資料提出の除外対象を追加し、情報保護申請書様式を改正するなど、現行制度の運用上明らかとなった一部の不備を改善・補完します。

主な内容

- 他法令改正事項の反映(第6条)
化評法および化学物質管理法の改正に伴い、有毒物質の名称表記を「人体急性有害性物質」「人体慢性有害性物質」「生態有害性物質」に修正
- 試験成績書提出省略条件の明確化(別紙1)
技術的に試験が不可能な場合には、規則別表20第2号に基づく試験成績書の提出を省略できるよう別紙に追加※ 技術的に試験が不可能であることを証明する資料を提出した場合に限ります。
- 情報保護申請理由を申請書書式に直接記載可能とする(別紙1)
改正前は別紙として添付する必要があった理由書について、申請書書式に直接記載できる欄を新設ただし、改正前と同様に必要に応じて別紙を作成し添付することも可能

参考資料

雇用労働部

(<https://www.moel.go.kr/info/lawinfo/instruction/list.do>)

情報公開>予算・法令情報>訓令・例規・告示、番号3476、登録日： 2026.04.24)

[雇用労働部告示第2026-26号]「化学物質の分類・表示及び物質安全保健資料に関する基準」改正告示**改正理由**

物質安全保健資料(MSDS)の作成対象の具体化、外国語警告表示の追加作成に関する根拠整備など、現行制度の運用上明らかとなった一部の不備を改善・補完します。

主な内容

- 化学物質の定義の具体化(第2条)
- MSDS作成対象の明確化(第3条)
- 外国語警告表示作成の根拠整備(第5条)
- 警告表示(ラベル)におけるコード番号併記の許容(第6条の2)
- 混合物の法的規制事項の記載方法の明確化およびMSDS管理原則の規定(第11条)

参考資料

雇用労働部

(<https://www.moel.go.kr/info/lawinfo/instruction/list.do>)

情報公開> 予算・法令情報> 訓令・例規・告示、番号3477、登録日: 2026.04.24)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 4月産業安全保健法-国内動向に関する内容はあります。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

その他の法規 - 国内動向など

化学物質管理法

[化学物質安全院公告第2026-22号]「有害化学物質の規定数量に関する規定」改正(案)行政予告

改正理由

有害化学物質の新規指定*に伴い、「化学物質管理法施行規則」第19条、第23条、第27条および第29条に基づく有害化学物質ごとの数量基準を整備することを目的とします。

*「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質および生態有害性物質の指定告示」行政予告(化学物質安全院告示 第2025-128号)

主な内容

- イ. 有害化学物質として新規指定される物質の数量基準の設定など、規定数量を定める(案告示[別表2])
 - 関連法令*に基づき新規指定予定の有害化学物質(73物質)について、各物質の有害性・危険性を考慮した数量基準を設定([別表2]連番1485～1557)
 - *「化学物質の登録及び評価等に関する法律」及び「化学物質の分類および表示等に関する規定」(化学物質安全院告示)
 - 新規指定物質のうち5物質および2025年8月7日に指定された有害化学物質のうち2物質について、低拡散区分*の数量基準を設定([別表2]連番1458、1459、1487、1499、1502、1503、1505)
 - * 拡散可能性が低く、取扱過程で液体または固体の性状を有する場合、上位規定数量を設けず下位規定数量400トンを適用
 - 物質名称等の引用告示改正に伴う修正事項を反映
- ロ. 最大保有量の算定に基づく規定数量適用方法の明確化(案告示第4条)

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.mcee.go.kr/sub.do?menuId=36>)

お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、番号227、登録日2026.03.31